

2022年1月17日

消費者庁食品表示企画課 意見募集担当 御中

日本生活協同組合連合会
執行役員 品質保証本部 本部長
黒神 英司

「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン（案）」への意見

今回のガイドラインの検討に当たっては、最終的に事業者や消費者双方への普及啓発が大事であるとの観点から、消費者と事業者双方の意見を聞きながら、丁寧な進め方をされていることに敬意を表します。

食品添加物の表示は、基準に則り一括表示欄に記載することが原則です。しかし現状は不適切と考えられる『無添加・不使用』表示の広がりも見受けられ、対応が必要です。この要因として、不使用表示については、業界ごとに歴史的背景や状況が異なる部分があり、食品表示基準やQ&Aには具体的な記載がないため、社会全体としてはルールや表示内容に差異やばらつきが存在していると考えます。弊社では、不使用等の表示をする場合は、消費者・組合員の商品選択に役立つ情報として必要性があると考える場合に、虚偽や優良誤認とならないように注意を払って実施してきました。

今回示されたガイドライン（案）は、類型ごとに消費者誤認を招く表示例や考え方が示されており、消費者の誤認を招く表示を防止するにあたり有用なものです。ただし、類型案や内容の一部に、曖昧で分かりにくい部分があります。ガイドラインの趣旨や内容が関係者に正しく伝わり、普及するよう意見を申し述べます。

1. ガイドライン全体に対する意見

食品添加物の不使用表示ガイドラインは、消費者に正確な情報提供となる表示の留意点を示し、誤認を招く表示を防止する目的で策定されたものであり、賛同します。今後、本ガイドラインに基づく表示がされることにより、事業者や業界間での差が解消され、消費者にとってより分かりやすい表示に近づいていくことが期待されます。

ただし、食品表示とそのあり方は、消費者の意識や事業者の対応等により時代によって変化していくものと考えます。今後も社会状況を継続的に調査しながら、必要に応じて本ガイドラインを見直してください。

また、本ガイドラインは食品表示基準に基づくものであり、基本的な適用範囲は容器包装への表示になりますが、本ガイドラインの考え方が、食品表示以外の広告や情報提供等においても参考にされるよう、関係省庁や関係団体と連携して取り組んでください。

2. 個別の部分に対する意見

(1) 背景及び趣旨について

冒頭「食品添加物は、食品安全委員会で安全性が評価され、…」とあります。新規指定添加物はこのような対応ですが、食品安全委員会設立前から使用が認められている添加物もあります。正確な説明をすべきと考えます。

(2) 類型5「同一機能・類似機能を持つ原材料を使用した食品への表示」について

類型名では、「同一機能・類似機能を持つ原材料を使用した食品」とされていますが、本文や例では「科学的な同一性が失われていると考えられるもの」・「社会通念上食品であるとは考えられないもの」を使用した場合に限定するとされています。本ガイドラインでの線引きや、実際にどのような場合に該当するのか、より分かりやすい表現で示してください。

（３）類型７「健康、安全以外と関連付ける表示」について

本類型で例示されているものの中には、商品特徴を伝えるため、もしくは注意喚起のために表示されているものも含まれます。特に例３で示されている「製品が変色する可能性の理由として着色料不使用を表示」は、変色と着色料の用途との関係は一定理解できるように思われます。消費者への情報提供の観点で有用性・合理性がある表示に対する過度な規制をすべきではないと考えます。

（４）類型８「食品添加物の使用が予期されていない食品への表示」について

例１の「食品元来の色を呈しているものに『着色料不使用』と表示」は、例えば漬物など着色料を使えばより鮮やかな色合いが出せ、また着色料を使用した食品が流通している場合は「予期されていない」には該当しないと考えます。こうした表示の中には、売り場で外観上類似した商品との誤購入を防ぐためのものもあります。消費者の商品選択の観点で有用性・合理性がある表示に対する過度な規制をすべきではないと考えます。

（５）類型１０「過度に強調された表示」について

「一括表示欄における表示と比較して過度に強調されたフォント、大きさ、色、用語などを用いる場合」の部分については、事業者間での判断の差が生じないように、不適切な例を図示するなど具体的に明示してください。

（６）本ガイドラインを含む食品添加物に関する普及、啓発について

事業者、消費者ともに食品添加物の安全性や制度を正しく理解することが重要ですので、そのための関係省庁と連携した施策の実施が必要と考えます。また、食品添加物の表示は、基準に則り一括表示欄に記載することが原則です。消費者に対しては、本ガイドラインの普及啓発のみならず、食品添加物表示の原則や見方について普及啓発する施策が必要と考えます。

以上